時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日ニ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘
		六日迄	

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

財政整理、貸下金の處分

政府が民業に干渉して奬勵保護に力を用ふるは我輩の最も好まざる所にして甞て折に觸れ毎度當局者の注意を希望せしかども鄙見未だ採納せらるゝの機を得ずして空しく幾年を經過せしに今度兼議院の開設に際し政府は俄に内部の整頓に忙はしく財政上殊に貸下金の處分に付て今や頻に取調中の趣なりゝの貸下金あるものは所謂奬勵保護の川に供したるものにして大體に於て賛成するみと能はざるは申す迄もなけれども今日までの行掛りを回顧して觀察すれば當初政府に於て一切奬勵保護の政策を執らざりしみとならば假令へ如何樣のみとありとても今となりて更に一言の申分ある可らずと雖ども既に一旦その形を成さしめたる後に於ては現在將來の利害に付き聊か勘辨する所もある可き筈なるに然るに唯目前の財政のみに重きを置て整理の一方に熱心あるは本來經世の目的に非ざるが如し從來の貸下金を見るに其大半は速に整理するみそ得策あらんと雖も一より百まで悉く失當のものゝみに非ず萬緒枝頭また一點の紅を見るみともありて前途の爲め必要にして且つ國を興すべきものあきにあらざれば今若し財政整理の爲めに玉石ともに焚るとともありては國の運命の爲めゝ我輩は多少の遺憾なき能はざるあり例へば生絲の如きは一機能く國脈を維持するものにして財源を涵養すべき重要の貿易品あれば將來ますゝ〳〵斯業の繁昌を計り國の經濟を托せざる可らざるものあれども現に今日生絲の輸出に從事するものは大抵外國の商人にして日本人の直輸出をあすは僅々一二に過ぎず經世の目的より云へば此等直接貿易事業の發達みそ最も急務にして一日も等閑に付す可らざる所のものあれども民間は資力に乏しくして獨り自然に發達するを得ず例へば横濱の問仲會社の如き政府の保護あるによりて僅に其社運を維持し日本にも生絲の直輸出業あるを示し來りしが是も今度の財政整理によりて孤城落日の有樣に陥らんとするに際會せりといふ假令へ同社の倉代は幾千なるにもせよ日本は元來高利の國にして營業に二割の利益を見されば引合はずなと常に實業家の云ふ所なるに今金利は三分商賣の利益は六七分を以て滿足する米國の如き國に至りては之と競爭を試んとするは所詮堪へ得べき所にあらず故に直輸出の商業、國家の爲めには此上もなき美擧なれ共私の計算に於て忍ぶ可らざる所あれば今度その筋より貸下の保護を一時に引上げらるゝときは同社の運命も遂に絶滅せざるを得ず然る上は生絲輸出の業はいよ〳〵以て外國商人の一手に歸し全國の荷主は唯その鼻息を窺ふて一高一低すべて外商の方寸に任せ手を袖にして看すゝ〳〵損耗を被むるとなるべし即ち政府の保護あると否らざるとは日本に直輸出あるとなきとの相違を生ずる所以にして我輩は一私會社の利害存亡を憂とする者ゝ非され共國の長策を一朝に空しふするに至ては竊に悼惜の情に堪へず況んや隣國支那は夙に蠶絲ゝ富み從來に於ても既に日本の勁敵たりしに是れより漸く長夜の夢を醒して製絲に改良を行ひ貿易に力を用ふるともあらば是れまで苦辛經營したる我國蠶絲の得意先も或は支那人の奪ふ所とおりて頼み切りたる國脈の糸筋は漸く憐むべき有樣に退却するともあらん歟現在ゝ照して將來を案ずれば微小ながらも外國に得意を占め又支那人も未だ敢て活潑なる運動を試むるにも至らざれば敵の虛に乘じてます〳〵直輸出を進捗せしめ微少の得意を廣大ゝして永年吸利の基本を定るみを策の上乘なるべきに財政整理の一件、端なくも其反對に出でんとするは誠ゝ痛心の至りにして爰に何分の工風なかる可らず想ふに政府が從來の貸下金を處分するは理固より容む可きにあらず我盟も敢て異存を挾まざる者なれども右の如く經世百年の大利害に關係淺からざるものに於ては之を處分するみ當りて先づ保護の代理者たるべきものを造り我殖產業を繼續せしむる丈の基礎を定めて而る後に財政整理の工風も然る可し蓋し事の輕重に稽へ是れまでの行掛りに照らして自から政府の筋に於て免かる可らざるの責なればなり而して其代理者とは外資を入るゝあり工業銀行の類を興すなり又は日下の急に日本銀行の成規を改るなり何れにしても低利の金を融通して半途の事業を其未だ亡びざるに維持するの工風にして尙ほ其事に就ては論する所ある可し

雜報

○法典實施の期限　我法典發布の期は既に熟せりと云ひ或は尙ほ早しと云ふの論先年來頻に朝野の間に喧しく其成行如何に就ては世上種々の噂ありしれども右は此頃已に樞密院の議定を經たれば愈々近日中に民法訴訟法及び商法とも殘らず同時に發布する都合にて最早や官報局に於て其印刷さへ悉皆調製しさる程なりとの事あるが其實施期限は果して何時頃なるやと云ふに商法及び訴訟法の二法律は多分明二十四年一月より又其民法は來る二十六年より實施するみとに爲るべしとなり扨て又斯くも彼是實施期限を異にせる理由は商法の一部分なる會社法の如きは夫の流行會社の取締向きに最も必要を感ずる次第なるが爲め案て農商務省より其急發を促すとともあり又は商賣取引上の間ゝ生じたる訴訟事件にても或は成文律なきが爲め其是非を判決し難き場合もあり且つ全般の商人等が總て商賣上に關する訴訟は成るべく急速に落着せんみとを望む趣きもあるとなれば一は此等の理由を斟酌して實施を早くしたる次第もあらんあれども又一は商法と云ひ訴訟法と云ひ之を民法に比較すれば條項も多からず且つ何分か簡易なる處あり裁判官が一通り之を熟讀して之を消化し得るにも今より半年の猶豫を與へたらんには充分ならんかなれども民法に至りては數千の條項に成り殊に其各條を通讀して充分に其意味を解するもなか〳〵困難にして餘程の時日を費さゞれば叶はざるとなるべしと云ふ考按にて斯くも實施期限を延引するとゝは爲りしものなりと云へり

○板垣伯の談話　去る十日勢州松崎地方有志者の間に對し條約改正と愛國公黨との二件に付き板垣伯が談話したる要領ありと云ふを聞くに初め條約改正の問題起るや余は南海の濱に悠々として日を消すべき時にあらずと思ひ早速東上して黑田伯にも面會し備さに其意見を述べしが元來余の條約改正ゝ付最も不服なりしは外國人に內地雜居を許すみと是れあり殊ゝ制法上外國人の利益となるべき傾向多かりしを以て之を言ひ換ふれば法律持參の雜居人とも云ふへく自國人の爲めには此上もなき不利益なるゆゑ余も亦大に之に反對せしありと述べ次で愛國公黨の事に關し余が愛國公黨を起せしは自然の理勢に促がされたるものなれども一は大同團の政社、非政社が分裂せんとするを防はしたるものも亦其根本となりゝるに相違なし而して今日は自由黨と愛國公黨との關係左迄親密あらざるが如くなれども其執る所の主義は元より同一なるを以て早晩相合するの時もあるべし故に余は今の自由黨を見るみと猶ほ吾が愛國公黨を見るとに一般にして共々に自由の爲めに盡力せんと欲するものなりと云々と述べたるよし

○海軍觀兵式の順序　昨十八日神戸港內に於て天皇陛下が御親臨の上執行遊ばさるゝ海軍觀兵式の順序は左の如し

海軍觀兵式

一御召艦は列外港筒の位置に碇泊し其他の艦艦は二列に雙錨碇泊し各艦の距離一錨鎖半各列の間隔四錨鎖とす
一午前八時在港の各艦船諸艦飾を爲す
一午前十時御用船樓艦より端艇に　乘御
一御召艦は　御乘艦の陸地を離るゝと同時に皇禮砲を放ち在港の諸船も亦之れに準ふ
一御召艦は　御乘艦の近寄るに從ひ適當の距離を測り典員を「チッチング」に整列し司令長官艦長は梯邊に準迎し其他の士官は後甲板へ整列する等海軍禮砲條例第一條の敬禮を行ふ而て諸艦は　御召艦の信號に依り相の禮式を行ふ
一陸下　御召艦へ　乘御し給へば同艦は諸艦飾を下し直に抜錨微速力にて前進し各列を通行（各艦の右側或は後部を通過する如く）したる後適當の位置に投錨諸艦飾をなす
一御召艦は前項の運動を始め艦隊碇泊場より適當の距離に至れば信號を爲し諸艦をして兵員を登桁せしむ各艦は　御召艦と共に稍前より祝聲を發し番兵捧銃する等禮砲條例第七條の敬禮を行ひ　御召艦碇泊の後信號に依り兵員を降す續て司令長官各艦長御召艦（巡洋同艦に於て）に赴く
一陸下在港の外國艦隊司令長官艦長も亦同じく禮を賜ふ
一右式終て神戸　發御供奉の諸艦は同時に出港し浦港の諸艦は皇禮砲を放ち兵員を登桁せしむ（但し當日大風又は大雨なれば式を行はず）

海軍觀兵式諸艦順序

艦名	役務	司令長官及艦長
內閣		
高千穂	常備艦隊	海軍少將男爵　井上良馨
扶桑	同	海軍大佐　坪井航三
大和	同	同　細野直俊
葛城	同	海軍少佐　諸岡頴之
武蔵	同	同　鎗田祐義
日進	練習艦隊	同　松永雄樹
八重山	練習艦隊	同　町田實陸
高雄	常備艦隊	海軍大佐　三浦功
浪速	同	同　山本權兵衛
	同	同　角田秀松
外列		
金剛	演習艦隊	演習艦隊司令長官海軍少將　福島敏典
比叡	航海練習艦	海軍大佐　鮫島員規
天龍	演習艦隊	同　田中綱常
鎮遠	練習艦隊	海軍少佐　有馬新一
浪門	練習艦隊	海軍大佐　平尾鎮三郎
磐城	同	海軍少佐　高木英次郎
鳳翔	同	同　田口義尚
龍驤	常備艦隊	同　濱田貫一郎
愛宕	演習艦隊	同　眞田貫知
摩耶	同	同　森又七郎
筑紫	同	海軍大佐

海軍觀兵式拜觀者心得

一皇族大臣勅任官は　御召艦（乘任官は軍艦赤城に乘込み拜觀すべし
一拜觀者は午前九時迄に各自儀礼を以て軍艦に乘込むべし
一軍艦に乘込み拜觀する者の服装は陸軍將校正衣　御召艦（乘込の文官は大禮服其他の文官は「フロックコート」夫人は洋服或は白襟紋付
一各新聞記者にして拜觀所望の者は常備艦隊司令長官（出願すべし
一海軍將校及准將校の親族朋友にして拜觀所望の者は添書を持參すれば軍艦赤城に乘込むことを得

一般人民の拜觀者は指定の位置を離るべからず

○京都繻物の沿革　此地にも艶麗華美而かも品質の善し京都の右に出づるものなしと云ふ今日此の盛運に達したるは其沿革由來あらざるべし左れど往古のものを詳かにするものなしと雖ども之れが起原を案ずるに時桑酒公なるものあり一たるを嘆じ朝廷に奏し其言を嘉し身狹村背を召し呉王に就て女工を求め衣縫兄媛弟媛を奉る天て酒公桑氏の諸族を率て織り朝廷に貢獻す天麻佐の姓を賜ひ又命じて構へ以て其貢獻を納しを覆き酒公を以て之れを賜ふ後酒公此地に住し云ふ左れど此事未だ遽たり一說に此事應仁天たるは融通王なりと云ふ伺王ありと云ふ而して巴渦の狀を爲すに因る云ひ又禹豆麻佐の姓は云ふ訓譯波多の聖語なり所を知らず但し是より孫功簿王我邦淳朴の風國に歸る普伺王、酒公て延曆十三年桓武天皇長位（當時の東大宮東丈南北二十丈ありたり）に建て織手町に置しむ當時絹の最優なるものを加登判或は宮の濫觴なりとす而して布及び錦の類漸く粗惡の製造考するときは京都の織り勅して粗惡の製造好發達の氣勢を顯はし此時代ゝ一層發育の期五年丹波丹後に於て製あり殊に延長年間に於て式等の書に就て考察す其大藏織部司に於て製諸織物に關する織工の驅するの用意周到にして なりしを徵するに足る質にして違ふみとなし當時より漸く盛大に勃百年間は先づ上代ゝ在り敢て妨げあきもの〳〵加友將門前後に叛亂し掠奪する等天下騷擾